

「わかやま企業応援ナビ」リニューアル業務及び 啓発パンフレット作成業務 ＜プロポーザル実施要領＞

1 趣旨

平成 29 年に「わかやま企業応援ナビ」の構築を行ったが、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められる中、より利便性の高いシステム構築が必要となっている。また、施策数の増加に伴い、情報収集機能の高度化も必要となっている。

については、利便性を高め、検索機能の高性能化等を行うことで、閲覧者のニーズに沿った WEB サイトにリニューアルをし、閲覧数の増加を図り、施策活用につなげる。

そのため、企画提案募集を行う。

2 事業内容

(1) 委託業務名

「わかやま企業応援ナビ」リニューアル業務及び啓発パンフレット作成業務

(2) 業務内容

① 「わかやま企業応援ナビ」リニューアル業務（WEB サイト作成）

② テスト運用業務（保守管理等）

③ 啓発パンフレット作成業務

※詳細は、別添仕様書による。

(4) 予算上限額

金 14,443 千円（消費税及び地方消費税の額 10%を含む。）

＜内訳＞ ① 「わかやま企業応援ナビ」リニューアル業務（WEB サイト作成）

② テスト運用業務（保守管理等）

金 13,618 千円（消費税及び地方消費税の額 10%を含む。）

③ 啓発パンフレット作成業務

金 825 千円（消費税及び地方消費税の額 10%を含む。）

(5) 契約期間（納入期限）

委託契約日から令和 5 年 3 月 10 日（金）まで

≪業務別納入期限（予定）≫

① 「わかやま企業応援ナビ」リニューアル業務（WEB サイト作成）

委託契約日から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで

② テスト運用業務（保守管理等）

①業務完了後から令和 5 年 3 月 10 日（金）まで

③ 啓発パンフレット作成業務

委託契約日から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで

(6) 委託契約書

選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する

3 企画提案書について

企画提案書は、「2 事業内容」を留意のうえ次により作成すること。

また、一般職員でも理解できる内容・構成で記載すること。

(任意様式 A4 片面 12 頁以内 正本 1 部、副本 7 部)

- (1) 仕様書に記載している事項を反映させること。
- (2) WEB サイト (トップページを含め) のページイメージを提出すること。
- (3) 支援策目的別ページ、検索機能の高性能化イメージを提出すること。
- (4) 啓発パンフレットイメージを提出すること。(A3 両面)
※WEB サイトへ積極的に誘導するようなイメージ
- (5) パンフレット、WEB サイト作成にあたってのレイアウト・デザインの狙いを提出すること。
- (6) セキュリティの構造についての説明資料を提出すること。
- (7) 当該 WEB サイトリニューアル業務 (WEB サイト作成) 及び、啓発パンフレット作成業務及び、作成した WEB サイト (令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日) の保守管理業務に要する見積書を提出すること。

4 注意事項

- (1) 提出日現在において未発表のもので、他に類似の例がなく、商標登録及び出願の公開がされていないものとする。
- (2) 成果品の中に、第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとする。

5 委託事業者選定方法

- (1) 業務内容に合致する事業者を選定するためプロポーザルを実施する。
- (2) プロポーザルにより、業務執行能力を最も有すると判断された事業者を委託事業者として選定する。

6 参加資格

それぞれ次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ・地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第 1 号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。
 - ・政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (4) 本プロポーザルに参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により

- 必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (5) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 過去 5 年間に本業務に類似する同規模の事業実績を有していること。
（類似する事業実績とは、WEB サイトの作成・リニューアル業務の実績を指す）
- (7) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者
- ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
- エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
- カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から 1 年を経過しない者

7 参加対象資格に係る提出書類

- (1) プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。
- ア 提案者の概要書（様式 1）
- イ 誓約書（様式 2）
- ウ 直近 5 ヶ年における、同種同規模（WEB サイトの作成・リニューアル）の契約書の写し
- エ 役員等に関する調書（様式 3）
- オ 法人にあっては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近 1 年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近 1 年分）
- カ 法人にあっては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書

- 類、個人にあつては住民票
 - キ 印鑑証明
 - ク 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3か月以内のもの）
 - ケ 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）
- (2) 提出書類の留意事項
- ア 正本1部、副本7部を提出すること。
 - イ 県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。
 - ウ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が情報処理、企画・広告）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより（1）のエからケまでの提出書類に代えることができる。
- (3) 提出方法：持参・郵送
- ※ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限ります。
- (4) 提出期限：令和4年10月25日（火）17:00まで

8 プロポーザル審査会の実施

開催日：令和4年10月28日（金）

※時間、場所等については、プロポーザル参加申込書提出事業者に対し別途連絡する。

9 プロポーザル説明会

プロポーザルの実施に当たり、プロポーザル参加を希望する事業者向けに説明会を開催する。なお、当該説明会に出席しない事業者は、プロポーザルに参加できない。

- (1) 開催日時：令和4年10月7日（金）10:30から
- (2) 開催場所：Web 会議システムによる開催
- (3) 申込方法：説明会参加申込書（様式4）を記載の上、電子メールでお申し込みください。
件名に「【説明会申込】「わかやま企業応援ナビ」リニューアル業務等」と記載してください。説明会前日までに Web 会議の参加 URL を送付いたします。
※口頭、電話による申し込みは受け付けません。
※お申し込みした際には、確認の電話を入れること。
- (4) 申込期限：令和4年10月6日（木）12:00まで
- (5) 電子メールアドレス：e0601001@pref.wakayama.lg.jp

10 プロポーザル参加申込及び質問票の提出

- (1) 提出期限：令和4年10月13日（木）17:00までとする。
- (2) 提出方法：電子メールで下記様式を提出。（アドレス：e0601001@pref.wakayama.lg.jp）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
なお、提出した際は、確認の電話を入れること。
- (3) 提出様式：プロポーザル参加申込
参加申込書（様式5）を上記電子メールアドレスあて提出。
件名に「【プロポーザル参加申込】「わかやま企業応援ナビ」リニューアル業務

等」と記載してください。

質問票

質問票（様式 6）を上記電子メールアドレスあて提出。

件名に「【質問票】「わかやま企業応援ナビ」リニューアル業務等」と記載してください。

※令和 4 年 10 月 18 日（火）までに、事前説明会参加者全員に対し、メールにより回答いたします。なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから受け付けません。

11 企画提案書等の提出書類及び提案書審査会

(1) プロポーザル参加者は、「企画提案書（任意様式 A4 片面 12 頁以内）」を正本 1 部、副本 7 部提出すること。

上記提案書とは別に「啓発パンフレットイメージ（任意様式 A3 両面）」を正本 1 部、副本 7 部提出すること。

(2) 見積書

ア 当該「わかやま企業応援ナビ」リニューアル業務（WEB サイト作成）に要する費用

イ 当該啓発パンフレット作成業務に要する費用

ウ 当該作成した WEB サイト（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）の保守管理業務に要する費用（年間に係る費用がわかるように明記すること。）

※様式任意（ア～ウ 1 部ずつ）

ア、イ については次の（ア）～（ウ）の事項を明記すること。

（ア）企画・デザイン費・データ納品・印刷費（色校正含む）確認一式

（イ）あて先「和歌山県知事 仁坂 吉伸」

（ウ）消費税及び地方消費税 10%を含んだ金額を記載

※ 見積額が、上記 1（4）の予算上限額を超えた場合は失格とする。

(3) 提出方法：持参・郵送

※ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限ります。

(4) 提出期限：令和 4 年 10 月 25 日（火）17:00 まで

(5) プロポーザル参加者は、上記 8 のプロポーザル審査会に出席し、提出した「企画提案書」に基づき、プレゼンテーションを行うこと。

なお、当該審査会に出席しない事業者は失格とする。

12 審査の方法

(1) 審査方法

ア 審査は、書類審査及び 20 分程度（説明 15 分、質疑 5 分）のプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

イ プレゼンテーションでは、企画提案書の内容確認及び説明ヒアリングを実施する。（追加提案や追加資料の配布、パソコンやプロジェクター等の利用は認めない。）

ウ 外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀

提案者とします。

なお、提案者が 1 者のみの場合、審査結果において全審査委員の採点の平均点が 60 点以上のときは、当該提案者を契約候補者とする。ただし、60 点未満のときは、契約候補者を選定しない。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約候補者に決定します。

(2) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

13 契約手続きについて

(1) 選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結します。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者と協議します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、和歌山県財務規則第 93 条に該当する場合は契約保証金を免除します。

14 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の全部再委託の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、委託者の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができるが、再委託費の合計金額は、全委託費の 1/2 未満でなければならない。

(2) 個人情報保護

受託者は、本事業に係る業務を処理するため知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「和歌山県個人情報保護条例」に基づき、適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないように措置すること。

なお、上記を担保するため、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(3) 安全確保

別紙【「安全確保の措置」に係る遵守事項】に定める各事項を満たすこと。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を遂行する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
なお、本事業終了後も同様とする。

(4) 経理

本事業に係る経理状況を明確にしておくとともに、委託者の求めに応じて説明する必要がある。

15 その他特記事項

- (1) 一度提出した書類・提案書は理由の如何を問わず返却しません。
- (2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、当方との協議のうえ委託費の範囲内で変更する場合がある。
- (4) 採用された成果物の著作権は県に帰属する。
- (5) 提出書類の内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。
- (6) プロポーザルに関して参加者から取得した個人情報は、プロポーザルの目的のみに使用します。

16 各関係書類提出場所

和歌山県商工観光労働部 商工労働政策局 商工観光労働総務課 政策班（県庁本館2階）
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1
電話：073-441-2725
FAX：073-432-4409
E-mail：e0601001@pref.wakayama.lg.jp

17 スケジュール 再掲

- (1) プロポーザル説明会及び参加申込
【申込期限】 令和4年10月6日（木）12:00まで
【説明会日時】 令和4年10月7日（金）10:30～
【開催場所】 Web 会議システムによる開催
- (2) プロポーザル参加申込及び質問票
【提出期限】 令和4年10月13日（木）17:00まで
【質問回答】 令和4年10月18日（火）
- (3) 企画提案書、見積書及び参加対象資格に係る書類
【提出期限】 令和4年10月25日（火）17:00まで
- (4) プロポーザル審査会
【日時・場所】 令和4年10月28日（金）※時間及び場所は参加事業者に別途連絡
- (5) 決定通知
【決定通知】 審査会后、1週間程度